

条例部会の議論における留意事項 丸数字は条例部会の回数。

市民へのわかりやすさ

もっと市民の目線で、市民に焦点をあてるべきではないか？（赤池委員 ）

底辺の人たちは、それこそ、こういうものを読んでもわからない。もっとくだけたわかりやすいことばにする必要があると思う。（田辺委員 ）

余計なものは削りたいというのが市民が求めていることだと思う。（赤池委員 ）

対象の明確化

イギリス（中略）コンパクトは、弱者救済という目的が明確になっている。（木村委員 ）

対象となる人の明確化は私も必要だと思う。（赤池委員 ）

条例の性格

市民活動に取り組み、協働することによって社会的課題を解決しようとするとき、何を保障するのかを議論すべき。（日詰委員 ）

理念を重くする必要があると思う。（日詰委員 ）

理念の担保という意味では条例もよいと思う。（赤池委員 ）

不変の理念や手続きについては条例化し、残りは要綱や指針、規則に委任するということにします。（日詰委員 ）

ベースは条例とし、残りは要綱や指針、規則に委任するということにします。また、個人の組織化の記述については今後、検討していくこととします。（日詰委員 ）

盛り込む内容

この条例の対象範囲は、市民から市民活動への組織化の促進、市民活動の活発化・発展の推進、協働の促進の三つだと思う（坂野委員 ）

バラバラな市民の組織化の推進をフォローすべきではないか。（日詰委員 ）

市民の組織化促進については指針に盛り込まれていないので、新たに検討する必要がある。（日詰委員 ）

NPOの活動に対して地域住民から苦情が出たら、手のひらを返したように態度が変わった。そういうことがないようにNPOを守る条項を入れることはできないだろうか。（赤池委員 ）

団体登録制度で、一定の位置づけを保証するという方法はあると思う。（中略）仕組みとして担保できればよかったと思う。（坂野委員 ）